

3、資産証明書について

内容等	<p>資産証明書は、所有している固定資産（土地・家屋）全てを把握するためのもので、所有している全物件を記載しています</p> <p>証明書 1 枚につき 2 0 0 円</p>
申請等に必要なもの	<p>納税義務者本人（同一世帯の親族）又は納税管理人の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの <p>相続人の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの ・ 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） <p>法定代理人（成年後見人等）の請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの ・ 選任を証する書類等 <p>破産管財人等固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定めるものの請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証など本人であることを確認できるもの ・ 選任を証する書類等 <p>代理人が請求する場合は、上記いずれの場合も、代理人本人を確認できる運転免許証等及び代理人であることの書類（委任状等）が必要です</p> <p>郵送による請求の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市税証明請求書（連絡先電話番号は必ず記入してください）及び請求者本人を確認できる書類（納税通知書、運転免許証など）のコピーを添付してください 2 同封するもの <ul style="list-style-type: none"> 証明手数料分の「定額小為替」(郵便局で購入してください) 返信用として請求者の宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒 その他請求事由により必要となる書類（上記を参照）
注意事項	<p>法人の場合、請求書又は委任状等への押印は、代表者印をお願いします</p>
行政手続法（条例）等の基準	<p>地方税法第 3 8 2 条の 3 地方税法施行令第 5 2 条の 1 5</p> <p>奄美市手数料条例</p>